

「手引き」改訂作業計画の進行状況

●改訂の目的

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（以下「手引き」。平成15年3月、食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会（以下「策定委員会」）が、引き続き食品事業者とその団体の参考になるよう、「手引き」を改訂し、広く知らせることにより、食品トレーサビリティシステムの普及を図る。（委員会規約より）

●作業部会の開催経緯

第1回作業部会 11月10日：第1回委員会の議論の報告。修正方針の検討

第2回作業部会 12月13日：「はじめに」～3の検討

第3回作業部会 12月27日：4～9の検討

●第1回委員会で合意した改訂方針（第1回委員会資料2より）とその反映

(1) 「食品のトレーサビリティ」の定義を変更

・現在の「手引き」での定義：

生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること。

・Codex 委員会による定義を受けた、農林水産省の現在の定義

生産、加工および流通の特定の1つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。

【ドラフト ver.021 での反映状況】

- ・「食品のトレーサビリティ」の定義を修正した（15 ページ）。
- ・プロセスの履歴等と関連づけることができる旨の注を加えた。
- ・フードチェーンを通じたトレーサビリティを「チェーントレーサビリティ」、事業者内部における仕入れた単位と販売した単位との間のトレーサビリティを「内部トレーサビリティ」と定義した（16 ページ）。

(2) 「食品トレーサビリティシステムの要件」（案）との整合性確保

- ・次の要件に対応する指針を与える。

2-1 体制の整備、2-2 役割と責任の明示、3-3 ものの流れ、3-4 実施計画、3-6 文書化、3-7 事業者間の整合性の確保、4-1 モニタリング

【ドラフト ver.021 での反映状況】

- ・次のように加筆した。

要件該当箇所	ドラフト ver.021 の該当箇所
2-1 体制の整備	4-2 (1) 経営者のコミットメントと継続的改善
2-2 役割と責任の明示	7-1 体制の整備、役割と責任の明確化
3-3 ものの流れ	5-1 (2) ものの流れと情報の流れの論理的な対応づけ
3-4 実施計画	7-2 実施計画の作成
3-6 文書化	5-3 データの蓄積・保管(※不十分かもしれません)
3-7 事業者間の整合性の確保	6-1 事業者間の整合性の確保
4-1 モニタリング	5-4 (1) モニタリング

(3) 各事業者の既に取り組んでいるシステムを連携させる指針を示す

- ・「5 トレーサビリティシステム導入の基本事項」を、内部トレーサビリティと一歩川上・一歩川下に分けて説明を整理する。
- ・各事業者のシステムを繋いでいく進め方についての説明を加える（6など）

【ドラフト ver.021 での反映状況】

- ・各事業者の識別と対応づけの要件を整えた（24 ページ）。
- ・品目別ガイドラインを作成した上で、そのガイドラインに基づいて事業者間で調整し、システムを連携させる進め方について説明した（37～38 ページ）。

(4) その他、平成 15 年 3 月以降の進展や状況変化を踏まえ、更新する。

- ・「事例」の削除
- ・その他、「不十分」「手引きにそぐわない」と指摘されている点を検討し、追加・修正・削除

【ドラフト ver.021 での反映状況】

- ・事例を削除した。
- ・その他、主な加筆箇所
 - ・「2 関連法規等」
 - ・「4-2 (3) 費用対効果の考慮」
 - ・「5-5 (1) 事業者間の情報伝達」
 - ・「9-2 コード体系」

※詳細については資料 2（コメントとドラフトへの対応一覧）をご覧ください。

●第1回委員会で頂いた委員の意見と反映状況

＊「コストを抑えた仕組み作りを検討していただきたい。」(A 委員)

【反映状況】

- ・「4-2 (3) 費用対効果の考慮」に大幅に加筆した。

＊「概念や手法、導入コスト、導入の効果、現状と課題等を簡潔明瞭に記して、現場サイドでもう少し理解できるようなガイドラインにしてほしい」(B 委員)

【反映状況】

- ・「はじめに」で、現状認識と現在の課題について、加筆した。

【残されている課題】

- ・全般的に理解しやすい記述になるよう工夫が必要？

＊「相互運用を意識した検討もしていただきたい。」(A 委員)

＊「取り組む費用を安くできよう、バーコードや将来の RF-ID について共通のフォーマット(標準化)を検討してほしい」(C 委員)

＊「相互運用性を確保するというのは難しいが、みんなが使えるような共通の基盤というものを作る必要がある」(D 委員)

【反映状況】

- ・各事業者のシステムを相互運用できるよう調整する進め方を 6-1 (37~39 ページ) に加筆した。
- ・品目別ガイドラインを作成した上で、そのガイドラインに基づいて事業者間で調整し、システムを連携させる進め方について説明した (37~38 ページ)。
- ・識別記号のルールを関係者間で統一することが望ましいことを記述する (26 ページ 29 行目~) とともに、識別記号のコード体系について説明を加えた (50~52 ページ)。

【参考】

- ・識別記号の表現方法・コード体系のルールづくり等については、別途開発実証団体担当者からなる「システム連携のための識別ルール研究会」(座長：D 委員) を設けて検討中。

＊「産地情報を中心に消費者にきちんと情報提供していくという流れを作っていきたい」(E 委員)

＊「企業努力や国や自治体の後押しで、正しい情報が信頼と安心を作って、消費者の判断力を育てるということを証明できるような「手引き」になればよい。」(F 委員)

【反映状況】

- ・トレーサビリティの範囲を明示することや、消費者が商品選択の際に判断しやすいよう、情報を絞り込む・マークを設ける工夫をすべきことを記述した (35~36 ページ)。

●今後のスケジュール

第2回委員会（本日。第4回作業部会と合同）

- ・第3回作業部会以降のコメントとドラフト ver0.21 をもとに検討。
- ・パブリックコメント実施の了解を得る。

- ↓ 事務局にてドラフト ver0.3 作成。
- ↓ 電子メールにて委員の確認を得る。

パブリックコメント実施（1月29日ごろ～2月20日ごろ）

- ・事務局からドラフト ver0.3 を公開し、意見を受け付ける。

- ↓ 事務局にてパブリックコメントを集約。
- ↓ 事務局にてドラフト ver0.4 作成。

第5回作業部会（2月26日の週ごろ）※必要があれば開催

- ・パブリックコメント実施結果とドラフト ver0.4 をもとに検討。

- ↓ 事務局にてドラフト ver0.5（＝作業部会最終案）作成。

第3回委員会（3月12日の週ごろ）

- ・ドラフト ver0.5 をもとに検討。
- ・改訂版の概ねの決定

- ↓ 電子メールにて最終候補版を配付し確認をえる。

- ・改訂版手引きの完成。
- ・web上で公開。製本印刷し配付。